

電子書籍の今後についての提言／日本文藝家協会副理事長三田誠広

本日は出席できませんので、書面にて報告いたします。

アルファベットを用いる英語圏をはじめヨーロッパ言語の場合、電子出版は容易です。印刷所にある文字データをそのまま用いることもできますし、紙の本から解析ソフトによって文字データに変換することも可能です。漢字と平仮名が混在する日本の場合は、日本語独特の問題があり、電子出版のコストを上昇させているだけでなく、コストだけでは解決できない問題も含まれています。以下、箇条書きで問題点を指摘します。

1、縦書きルビつきの表示のための基本フォーマットが必要です。電子書籍の互換性を高めるための世界標準を確立し、出版社や配信会社、端末メーカーが協力して、基本フォーマットに合わせたコンテンツを普及させなければなりません。

2、文字コードの統一が必要です。印刷会社は30年ほど前からコンピュータで印刷してきましたが、当時はJISの第一水準、第二水準しか文字コードがなかったため、それ以外の漢字は印刷会社ごとに外字を作り適当に文字コードをあてはめてきました。この印刷会社ごとに作成された外字コードには互換性がありません。また日本ではケータイでの配信が主流だったので、ここでも第一、第二水準の漢字しか使えないため、ファイルに外字をはりつけて対応してきました。印刷会社ごとのコードを統一し（たとえばウィンドウズの最新版で採用されて11あるIVSと呼ばれるコード）、印刷会社ごとの外字を統一コードに変換するコンバーターを作る必要があります。とくに弱小の印刷会社も多いので補助金が必要でしょう。

3、「正字」と呼ばれるものがあります。たとえば「尊敬」の「尊」の一画目、二画目は手で書くとカタカナの「ソ」の字になりますが、明朝体の旧字体では漢数字の「八」のように末広がりになります。戦後、当用漢字（現在は常用漢字）が定められた時に、「尊」の字は「ソ」と定められました。従って印刷でも「ソ」になっています。ところが当用漢字に入っていない「尊」をツクリとする漢字、「噂（うわさ）」、「鱒（ます）」、「遵（法令遵守のジュン）」などは、印刷では「八」のままです。これを「正字」と呼びます。これらの文字はJISコードに入っていますが、コンピュータやワープロ専用機では「ソ」に

なったフォントが用いられてきました。従って現在のコンピュータでは「八」の文字は表示できません。しかしながら、とくに文芸書においては、編集者、校正者が「正字」に強いこだわりをもっており、校正の段階で正字に置き換えてきました。「八」の文字はコードがないので、印刷会社では外字を作成してきました。IVSではこのような、ごくわずかな書体の違いを「異体字」と呼び、ユニコードに枝番号をつけることで対応しています。従ってこの問題も、印刷所ごとのコンバータでIVSに変換できれば、コードの問題は解決できます。

4、上記のごとくIVSに変換すればコードの問題は解決できるのですが、ユーザーがIVSに対応する文字フォントを所有していないと、正しい文字が表示できません。その場合は枝番号を無視してユニコードで定められた文字が表示されますので、正字は表示されないこととなります。正字にこだわる作家や出版社は外字を使い続けるでしょう。外字が入った文書は全文検索に対応できませんし、視覚障害者のための読み上げソフトにも対応できません。どの端末でも正字やJIS外の文字が正確に表示できる環境が必要です。端末にあらかじめ、必要なJIS外の文字や正字のフォントが組みこまれている必要があります。印刷会社はJIS外の文字や正字を用いて印刷をしていますので、フォントの作成はそれほど難しくはないはずです。必要ならば補助金を投入して、すべての端末に必要なフォント（明朝体、ゴシック、教科書体など）が装備されているという環境を作る必要があります。

5、国立国会図書館では蔵書のうち1968年くらいまでに出版された書籍のデジタル画像化を進めています。これを国会図書館だけでなく、全国の図書館や一般ユーザーが利用できるようなシステムの確立が求められています。この場合、大学図書館や学校図書館は別として、公共図書館からもごくわずかな課金をいただき、一般ユーザーの利用料と合わせて、著作権者に分配する著作権の集中管理システムが必要です（書協と文藝家協会に対応するか何らかの第三者機関とするかが検討課題となるでしょう）。この場合、出版社にご協力いただいて、著作権者のデータベースを作り（ご協力いただいた出版社にインセンティブを与える必要があります）、多くの著作権者に分配できるように努める必要がありますが、それでも行方不明の著作権者が出てくることが予想されます。すべての書籍がわずかな料金で読めるというのが、国民の知る権利、学ぶ権利、文化を享受する権利を保証するために必要であると考えられますので、著作権者不明作品（オーファンワークと呼ば

れます)については、利用料を一定期間プールしておく(クレーム処理のための積立金)と同時に、新聞広告などで未登録の著作権者に呼びかける必要があります。ただし呼びかけに応じて名乗り出た人が正当な著作権継承者であるかを実証するためには調査費がかかります。すべてを円滑にはかるためにも「クレーム処理のための積立金」が必要です。著作権者へある程度の分配金を支払い、同時になるべく安い費用で利用者にご利用いただき、なおかつクレームにも対応できなければならないので、この著作権集中管理システムの運営には費用がかかります。この費用をどうするかをご検討いただければと思います。

6、電子書籍には不正な流出という問題がつきまといまいます。紙の本もドキュメント・スキャナによって1冊100円ほどでデジタル化できる時代になりましたので、紙の本の画像が不正流出するという現象がすでに起こっています。アメリカの場合は、出版契約によって契約期間内は著作権を出版社が預かることになっていますので、紙の本の電子化も容易ですし、不正流出が起こればただちに出版社が対応できます。しかし日本の場合、従来の紙の本の契約では、紙の本の複製権、複製の譲渡権、貸与権などしか想定していないので、不正流出が起こっても出版社では対応できないということが問題となっています。この問題は契約で対応することも可能ですが、著作者が安心して作品を出版できる環境を作るためには何らかの新しい基準が必要です。「期間限定の版面送信権」といったものを出版社に預けることにして、不正流出に出版社が対応できるようにする必要があります。

7、電子書籍の時代になると、まずコミックスは世界に流出します。日本語の読める読者も世界に広がっていますし、翻訳ソフトも性能を上げていくでしょうから、小説などの文字情報もやがて世界に広がっていくことでしょう。その場合、著作権の保護期間が70年となっている世界標準に対し、先進国の中では日本だけが50年とされているのは、著作物の保護という点でも、日本のこれからのコンテンツ産業を育成する上でも、大きなマイナス点といわざるをえません。世界標準に合わせる事が急務だといえるでしょう。